

苫小牧市監査委員告示第9号

令和5年度苫小牧市行政監査の結果に基づき講じた
措置の公表について

令和5年度苫小牧市行政監査の結果に基づき講じた措置について、地方
自治法第199条第14項の規定により、令和6年11月15日付で苫
小牧市長職務代理者から別添のとおり通知があったので、同項及び苫小牧
市監査委員条例第6条の規定により公表する。

令和6年11月28日

苫小牧市監査委員 斎藤和典

苫小牧市監査委員 越川慶一

苦行監第192号
令和6年11月15日

苦小牧市監査委員 斎藤 和典 様
苦小牧市監査委員 越川 慶一 様

市長職務代理者

苦小牧市副市長 木村 淳



令和5年度苦小牧市行政監査結果報告に基づく措置の通知について

標記の結果報告に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知する。

}

回答様式 監査意見に基づき、又は参考として講じた措置

監査のテーマ	歳入歳出外現金の取扱いについて
意見の概要	<p>1 法令に基づいた事務処理の執行について</p> <p>(1) 法令に該当しない事務処理について</p> <p>今回の監査では、結果の概要を示したとおり、法律又は政令の規定によるものでなければ歳入歳出外現金として取り扱うことができないと規定されているが、根拠法令に該当しないものや、明確な回答を得られない部署が多数見られる状況であった。また、所得税の源泉徴収や社会保険料の控除といった事務処理が、歳入歳出外現金の受入事務であることが認識されていない状況も見られた。その要因としては、システム導入等によって事務処理が簡素化されたことなどが考えられるが、法令に基づいた事務処理の執行は、地方自治の根幹であり、根拠法令等の確認意識の欠如によるものである。法令に基づいた適正な事務処理を確保するためにも、歳入歳出外現金を取り扱う部署において、根拠となる法令について改めて確認し、適正に対応する必要があるものと考える。</p> <p>(2) 5年を超える歳入歳出外現金の保管について</p> <p>会計規則第128条に定める「整理手続」には、契約等によるもの又は理由の明らかなものを除き、受け入れた日から5年を経過しても、なお整理のできないものは歳入に収入する手続をとらなければならないとされているが、障がい福祉課が取り扱う高額療養費については、歳入に収入すべき5年を超える残高の保管が見られた。自己負担限度額を超えて負担した医療費は、請求により該当者に払い戻されるものであるが、その期限を経過しても、なお歳入歳出外現金として保管していたものである。本来であれば、請求期限とされる2年間を経過したものは、歳入として整理手続すべきであるが、既に5年が経過しているものもあり、速やかに整理すべきと考える。</p> <p>2 受入れに係る未収金の取扱いについて</p> <p>歳入歳出外現金として受け入れた金額以上に払い出している事例が、諸控除金において複数見られた。諸控除金の事務処理は、主に職員の給与や委員等の報酬から受け入れた金額を当月若しくは翌月に払い出す事務処理を基本としている。しかし、一部の育児休業中の職員については給与支給がないため、本人からの納入行為によって諸控除金を受け入れており、本人からの納入が遅れているにもかかわらず払出しを行うと受入額以上の払出しが生じることとなる。受入額以上に払い出すことは、他の歳入歳出外現金の残高による一時的な立替払の状態となり、他の払出金額に不足が生じる恐れがあることや、不適切な残高の管理を招く懸念がある。</p> <p>このような事例に対して、未収金の発生を未然に防ぐための取組や、未収金が発生した場合の払出しの在り方について検討する必要がある。</p>

	<p>3 適正な事務処理の執行について</p> <p>今回の行政監査のテーマとした歳入歳出外現金の取扱いについては、概ね適正に事務処理が行われていたが、受入れと払出しの部署が異なるものや、数年に渡り保管するものなど、その性質は多様なものとなっており、単に前例を踏襲することなく法令や本市の規定等を適宜確認しながら、歳計現金と同様に厳格な取扱いや保管を行うという認識が必要である。特に諸控除金においては、財務会計システムへの単純な入力作業として捉えられている傾向が強く、当該事務の法的根拠や全体の流れなど、本質的な部分の引継ぎが行われていない恐れがあると考えられ、そのほとんどの部署が、今後も事務処理マニュアルの作成予定がないと回答していることからも、事務処理に潜むリスクに対して危機感が低いものと思われる。</p> <p>今後においては、本監査の結果を踏まえ、歳入歳出外現金の取扱いについて、事務にあたる職員一人ひとりが制度を理解し、より一層適正かつ効率的に事務処理が執行されることを望むものである。</p>
担当部署	総務部行政監理室（給与厚生担当）
意見に対する措置	<p>育児休業中の職員等において発生する給与から控除しきれない諸控除金については、給与計算確定後に市が送付する財務会計システムの納付書により当該職員が金融機関へ納入することで歳入歳出外現金に受け入れており、当該職員に対しては、事前に納期限の厳守を含めて事務の流れを説明しているところである。</p> <p>諸控除金の収納が遅れる主たる要因は職員が納入した金融機関から本市へ現金が引き継がれるまでのタイムラグであり、里帰り中の職員など市外の金融機関で納入した場合は、収納までに約1週間を要する実態がある。現状、納期限までに収納が確認できない場合は、当該職員に納付の催告を行っているが、現在の事務処理方法では、暦の都合により一時的に受入額を超える払出しが起こることは回避できないものである。</p> <p>このような事態を物理的に防止する方法は、給与等から控除した諸控除金以外は歳入歳出外現金へ受入れないことであるが、社会保険料、都市共済掛金、償還金等及びグループ保険の保険料等については事業主が一括して支払うものであり、すべてを受入れないことは現実的ではない。そのため、事務煩雑化の観点を考慮し、今後は毎月上旬にテスト環境による給との仮計算を行い、払出期日の1週間以上前を納期限とした暫定控除金額による納付書を発送するよう事務処理を改め、納期限前の納付催告を継続することで受入額を超える払出しの未然防止を徹底していくものとする。</p> <p>なお、これらの措置にもかかわらず職員が過失により未収金を発生させた場合は、以後の諸控除金の控除停止について当該職員と協議していくものとする。</p>

担当部署	会計課
意見に対する措置	<p>1 (1) 財務会計システムの科目管理により根拠法令に基づかない受入れを防ぐことを確認し、担当課に対して根拠法令に基づかない歳計外現金の取扱いや確認意識の欠如がないよう研修等で指導していくこととした。</p> <p>1 (2) 歳計外現金の残高管理や滞留防止について、適宜、担当課に研修等を通じて周知指導することとした。</p> <p>2 控除金担当部署の取扱いを改めるよう指導することにした。</p> <p>3 原理原則は、法令規則や会計課作成のマニュアルに網羅している状況下、これらを活用し、妥当な理解や背景知識の充実を図るよう研修等を通じて指導し、法令知識や管理能力向上を促進することとした。</p> <p>※別紙資料のとおり令和6年9月19日経理実務研修実施</p>
担当部署	福祉部障がい福祉課
意見に対する措置	高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費の請求期限は2年間であるため、請求期限内に整理できないものについては、翌年度に歳入として整理手続を行うこととし、歳入歳出外現金の保管期間を明確化するよう事務処理を見直した。

令和6年9月19日

令和6年度 特別研修 経理実務研修 (担当者向け)

苫小牧市 会計課



1(8) 令和5年度行政監査対応

歳計外現金について、歳計現金と同様に厳格な取扱いを

- 以下の資料に記載のとおり、歳計外現金を厳格に取り扱う
- **法律又は政令によらなければ**、保管できない点が重要
- 資料格納先

【デスクネット文書管理】

総務部 > 行政監理室 > 人事担当 > 研修関連 > 研修テキスト

> 令和6年度 > R6.8.21監査結果報告及び監査の着眼点

監査委員事務局 > 研修資料

> R6.8.21 令和6年度 特別研修資料.pdf

監査委員事務局 > 監査等の結果 > 行政監査結果報告書

> R5行政監査【概要】.pdf、R5行政監査.pdf

Part.3 行政監査の結果

監査意見

1 法令に該当しない事務処理について

控除金
保証金

施設使用料など

★歳入歳出外現金を取り扱う部署においては根拠法令の再確認が必要

★歳計現金と同様に厳格な取扱の認識を持つ